



おじいちゃん、おばあちゃんと一緒に

御船中で親子料理教室

3月4日、御船中学校の吹奏楽部が親子で料理教室を行いました。調理の進行は、食生活改善推進員協議会(山下明美会長)が担当し、子どもたちは料理の先輩であるお母さんに作り方を教えてもらいながら、楽しく調理しました。できたものは、さまざまな色の野菜で飾られたケーキ寿司やゼリー。親子で力を合わせて作ったものを一緒に食べ、最後にお礼としてミニコンサート行い、料理教室を終わりました。子どもと一緒に参加した竹下さちさんは「また一緒に作ってみたいです。いつかは子どもが作った料理も食べたいです」と笑顔で話しました。



お母さんに教えてもらいながら料理をする様子

春は御船でひな祭り

2月16日から3月4日にかけて、町おひな様実行委員会（永本文宣会長）主催の「第15回スタンプラリー春は御船でひな祭り」が開催されました。4日は街なかギャラリーでは、ひな祭りフリーマーケットや平成音楽大学生によるミニコンサートが行われました。リアルお雛様パレードでは、色とりどりの三人官女や五人囃子が、町中を歌を歌いながら練り歩きました。街なかギャラリーで結婚写真を撮った園田光祥さんは、「街なかギャラリーで結婚式を挙げて、たくさんの人たちに御船に来てもらいたい。そしてギャラリーの素晴らしさをみんなに伝えたい。今は町外

に住んでいるが、将来は御船町に住みたいと思っている」と話しました。多くの来場者で賑わいを見せ、会場は幸せな雰囲気がいっぱいになりました。



春のやよいの　このよき日

なによりうれしい ひなまつり



上野保育園でひな祭り交流会

3月4日、上野保育園（上村いつ子園長・48人）でおじいちゃん、おばあちゃんと一緒にひな祭り交流会を行いました。初めにうれしいひなまつりの歌を歌い、おじいちゃんおばあちゃんたちを歓迎。園児たちは、ひな祭りの起こりをスライドショーで勉強し、先生たちからのクイズに答えて声を出して喜んでいました。手を使ったふれあい遊びを山下真由美さんが園児たちと一緒にを行い、会場は大盛り上がり。会食では、おじいちゃんおばあちゃんの隣でちらし寿司や花の形にかたどったハンバーグなどを食べ、春の訪れを一緒に迎えました。

「御船川ボランティア清掃活動」のお知らせ

問 環境保全課 環境衛生係 ☎282-1604

■日 時 4月29日(日)
※小雨決行／雨天時の態度決定は、当日の7時30分
・受付 8時15分 ➡ 開会式 8時30分
➡ 清掃開始 8時40分 ➡ 終了予定 10時

■清掃場所 御船川河川敷および管理道路・本町通り、
妙見橋～滝川橋区間

■その他 ゴミ袋、軍手は、当日配布（団体なら代表者）。
各種団体で参加される場合は、4月20日(金)までに
参加人数をお知らせください。今回はごみ拾いのみ
となりますので、事故防止のため、刈り払い機の使用
はご遠慮ください。



ボランティア清掃活動に、多数の参加をお願いします

平成30年4月1日から入院時の食事負担額が変わります

問 町民保険課 保険係 ☎282-1113

平成28年4月1日から、入院時の食事代について健康保険法等の規定に基づき食材費相当額に加え、調理費相当額を段階的にご負担いただいておりますが、平成30年4月1日から変更となっております。

「入院時1食あたりの負担額」

区分		平成28年 3月31日まで	平成28年 4月1日から	平成30年 4月1日から
①	一般の方	260円	360円	460円
②	住民税非課税の世帯に属する方 (③を除く)	210円	負担額の引き上げは行いません	
③	②のうち、所得が一定基準に満たない方など	100円	負担額の引き上げは行いません	

「すまいの再建」を支援します（申請期限にご注意下さい）

問 ①、②については福祉課 社会福祉係 ☎282-1342
③、④については企画財政課 復興推進係 ☎282-1263

住まいの再建を後押しするため「すまいの再建」4つの支援事業をご利用ください。また、申請期限がありますので、ご注意ください。

- ① **リバース・モーゲージ利子助成事業**
(60歳以上の人に向けた融資)
- ② **自宅再建利子助成事業**
- ③ **民間賃貸住宅入居支援助成事業**
- ④ **転居費用助成事業**

**※すでに再建済みの人は申請期限が近づいてい
ます。申請漏れがないようご注意ください。**

■申請期限

①と②の助成事業の場合—
平成29年10月29日までに再建し、住宅に入居済みの人
→平成30年5月1日(火)まで
平成29年10月30日以降に再建し、住宅に入居した人
→再建した住宅に入居した日から起算して6ヵ月以内
(または平成32年2月29日のいずれか早い日まで)

③と④の助成事業の場合一

平成29年11月5日までに再建した住宅に入居済みの人
➡平成30年5月2日 迄 まで
平成29年11月6日以降に再建した住宅に入居した人
➡再建した住宅に入居した日の属する月の末日から6ヵ月以内